国税庁からのお知らせ

令和９年度から関税割当申請限度内示書の送付を取りやめ、新たな取扱いに変更します。

令和８年 11 月

「関税割当申請限度内示申請書」に係る内示について

➢ 関税割当申請に係る国税庁からの内示については、令和９年度以降、内示書の個別送付に代えて、国税庁ホームページ（下記≪参考≫のリンク先）で内示事業者一覧を掲載します。

➢ 上記の内示事業者一覧には、内示番号、氏名又は名称及び住所のみが記載される形となりますので、申請した限度数量については、関税割当申請限度内示申請書（控え）等を適切に保管して確認いただきますようお願いいたします。

➢ 令和９年度分の当初申請については、令和９年４月１日を目途に国税庁ホームページに掲載しますので、事業者の皆様は、４月上旬に国税庁ホームページで審査結果をご確認ください。

➢ 追加発給についても同様の取扱いとなりますのでご留意ください（内示事業者の掲載期間等は国税庁ホームページでご確認ください。）。

農林水産省への関税割当証明書発行の申請について

➢ 掲載の日から起算して概ね 30 日以内に農林水産省輸出・国際局国際経済課へ関税割当証明書発行の申請を行ってください。

なお、当該申請期間前又は申請期間後に申請された場合には、当該申請は受け付けられませんので、ご留意ください。

≪参考≫　詳細につきましては、下記資料をご確認ください。

リンク先：ホーム＞税の情報・手続・用紙＞お酒に関する情報＞関税割当制度について

二次元コード：

国税庁

関税割当制度の制度変更のポイント

○現行制度のイメージ

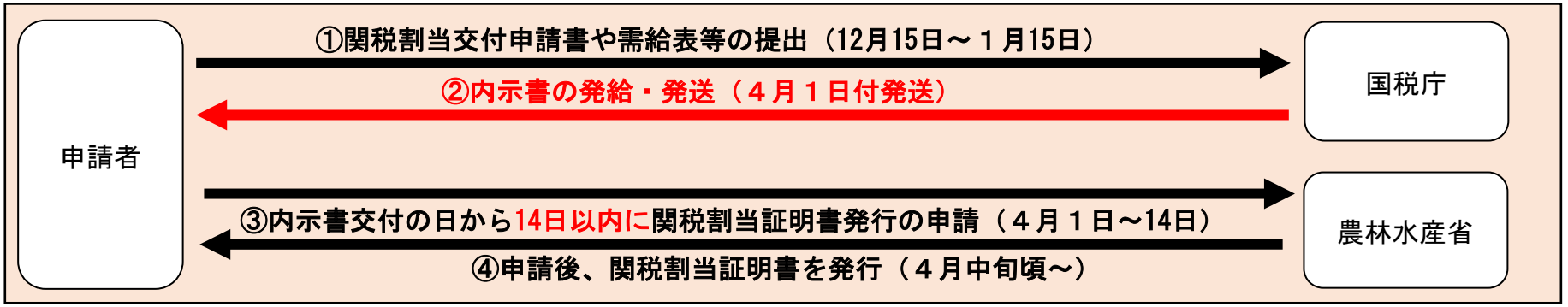

○制度変更後のイメージ

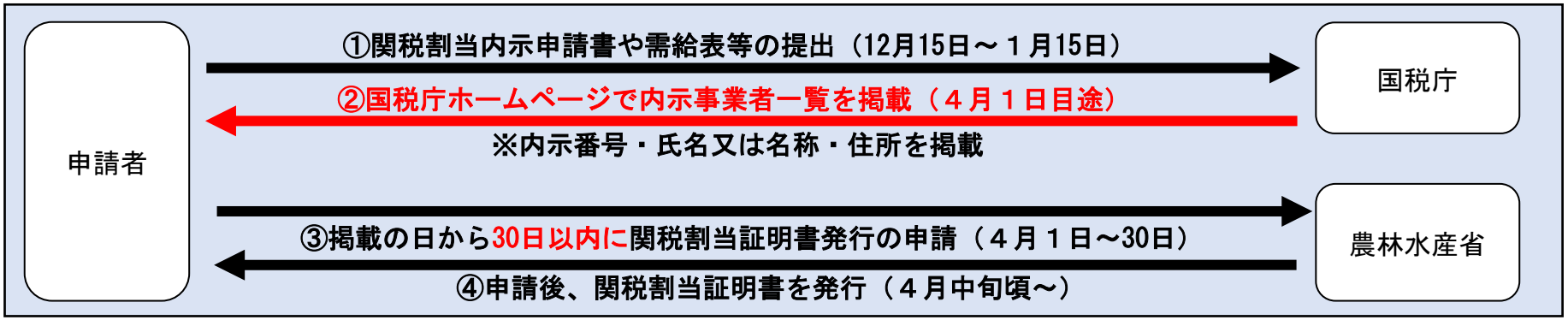

○変更のポイント

- 内示書の発送を廃止し、４月１日を目途に国税庁ホームページで内示事業者一覧を掲載します。
  これに伴い、提出書類としてお願いしていた返信用封筒の提出は不要となります。
- 内示申請書に記載された限度数量は掲載しないため、内示申請書（控え）等で適切に保管をお願いいたします。
- 掲載を行った旨の個別連絡は行いませんので、事業者の皆様は、４月上旬に国税庁ホームページで審査結果をご確認ください。
- 農林水産省への関税割当証明書の発行申請期間は、掲載の日から30日間に延長されます。
- 追加発給についても同様の取扱いとなります（内示事業者の掲載期間等は国税庁ホームページでご確認ください。）。

※　ご不明な点ございましたら、国税庁課税部酒税課業務係（03-3581-4161 内線3394）までお問合せください。